

少子・高齢化対策特別委員会の中間報告

本委員会は、令和5年第4回定例会において設置され、以来、前期における少子・高齢化対策特別委員会の成果を踏まえながら、高齢化対策、少子化対策について調査を続けてきた。

調査の経過及び集約された意見は次のとおりである。

なお、付託を受けた案件については、いずれも多くの課題が残されているため、今後も積極的に調査・検討を進めていく必要がある。

1. 高齢化対策に関する調査

高齢化対策については、「福岡市保健福祉総合計画」に基づく高齢者保健福祉施策の実施状況等について調査を行った。

令和3年度から8年度までの6か年の計画である「福岡市保健福祉総合計画」の高齢者分野では、「高齢者が年齢に関わらず、意欲や能力に応じ、生きがいをもっていきいきと活躍することができ、医療や介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる社会の実現」を基本理念として、5つの基本目標を掲げ、施策を推進していくこととしている。基本目標に基づく主な取組として、目標1の「地域包括ケアの推進」では、地域包括支援センターと各種相談機能の充実や地域ケア会議の推進、高齢者権利擁護の体制充実を図っていくとの報告を受けた。目標2の「安心して暮らせる基盤づくり」では、福祉・介護人材の確保として、福祉人材共働ワーキングや訪問介護事業所等の人材確保支援、外国人介護人材受入支援、介護事業所経営力強化事業、介護スマートDXプロジェクトなどの取組、地域福祉活動の支援として、ふれあいネットワークやふれあいサロン、民生委員など地域の見守り、買い物等の生活支援推進事業や多様な場づくりなどの取組を推進していくとの報告を受けた。目標3「いつまでもいきいきと活躍できる環境づくり」では、高齢者の活躍（社会参加）推進として、高齢者の就業支援や企業への働きかけ、高齢者と企業のマッチング、福岡100プラザの機能強化、アラカンフェスタ、老人クラブの支援などの取組、高齢者の健康づくり・介護予防として、フレイルハイリスク者の把握・支援や住民主体の健康づくり活動への支援、運動を取り入れたフレイル予防の推進、幅広い世代に向けたフレイル予防の啓発、要介護高齢者の重度化防止などに取り組むとの報告を受けた。目標5「認知症フレンドリーなまちづくりの推進」では、認知症フレ

ンドリーシティ・プロジェクトとして、認知症フレンドリーセンターの運営や認知症の人にもやさしいデザインの導入促進、福岡オレンジパートナーズの推進などの取組、ユマニチュードの普及として、ユマニチュード講座の拡充やエビデンス調査の実施、ユマニチュードの国際展開に取り組むとの報告を受けた。

また、誰もが心身ともに健康で自分らしく活躍できる社会を目指す「福岡100」においては、行政だけではなく、市民や企業、大学など幅広いプレイヤーの参画を得ながら、産学官民「オール福岡」で取組を進めており、市民一人一人が、自分にとっての「幸せ」や自己実現に向けた行動ができる、何歳でもチャレンジできる未来のまちを目指していくとの報告を受けた。

超高齢社会への対応として、高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険制度の円滑な運営は重要な課題であり、高齢者や家族の実態とニーズを十分に把握するとともに、福祉局と関係局の連携等による、生活交通の確保、買物や移動支援等による生活基盤づくり、福祉・介護人材の確保、高齢者の就業支援、介護予防の推進、介護保険料の上昇抑制、介護サービス基盤の整備、認知症の人が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちづくりなどについて、引き続き調査・検討を進めていく必要がある。

2. 少子化対策に関する調査

少子化対策については、「第6次福岡市子ども総合計画の実施状況等について」及び「福岡市働く女性の活躍推進計画（第3次）（案）」に関する調査を行った。

まず、令和7年度から11年度までの5か年の計画である「第6次福岡市子ども総合計画」では、「すべての子どもが夢を描けるまちをめざして」を基本理念として掲げ、基本理念を実現するために、対象者やライフステージごとに整理した4つの基本目標の下に12の施策を掲げ、子ども施策を総合的に推進していくとの説明を受けた。

基本目標に基づく主な取組として、目標1の「子ども・子育て家庭にやさしいまちづくり」では、子どもの権利の尊重と意見表明支援のため、市内の小中学校等におけるワークショップなど、子どもの権利にかかる理解促進や、市民への普及、啓発に取り組むとともに、保護者の心身の負担の軽減に向けた切れ目のない支援、経済的負担の軽減、外出しやすい環境づくりなどの取組を推進する、目標2の「安心して生み育てられる環境づくり」では、子育て支援ニーズの増加、多様化を踏まえた、きめ細かな支援や相談支援体制と情報提供の充実を図っていく、目標3の「子ども・若者が自分

らしく健やかに成長できる環境づくり」では、子どもが様々な学び・体験機会を持つよう取組を進めるとともに、子ども・若者が安心して過ごせる場づくりや、いじめ、不登校、ひきこもりなど、悩みや問題を抱える子ども・若者の支援について関係機関と連携して推進していく、目標4の「一人ひとりの状況に応じてきめ細かに支援する環境づくり」では、障がい、虐待、ひとり親家庭、貧困など、様々な状況に応じた、きめ細かな支援の充実を推進していくとの報告を受けた。

今後とも、本計画に基づいて展開される様々な子ども施策について調査・検討を進めるとともに、特に、社会全体で子育てを応援する環境づくり、幼児教育・保育の充実、相談支援体制の充実、様々な体験機会の充実、悩みや問題を抱える子ども・若者の支援などについて、引き続き調査・検討を進めていく必要がある。

次に、令和8年度から12年度までの5か年の計画である「福岡市働く女性の活躍推進計画（第3次）（案）」の概要について報告を受けるとともに、主な事業の取組状況等に関する調査を行った。

本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、活力ある地域社会の実現に向けて、市域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を計画的かつ効果的に進めるために策定するものであり、現在策定中の「福岡市男女共同参画基本計画（第5次）」の基本目標4及び基本目標5の部分を同計画として位置づけているとの説明を受けた。

基本目標4の「仕事と生活の調和が実現した社会」では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、子育て・介護支援の充実が、基本目標5の「性別にかかわらず機会と待遇が均等に確保され、誰もが能力を発揮して活躍できる社会」では、働く場における女性活躍推進の支援、女性の就業・起業支援が、それぞれ施策の方向として挙げられている。

今後、この計画に基づいて展開される女性活躍推進の施策について調査・検討を進めるとともに、性別にかかわらずワーク・ライフ・バランスを実現でき、誰もが安心して仕事と育児や介護を両立できるよう、企業における長時間労働の見直しや多様な柔軟な働き方の普及の促進、保育サービスや子育て支援、介護支援の充実などの課題について、引き続き調査・検討を進めていく必要がある。